

平成 21 年 6 月 23 日  
企業会計基準委員会

## 改正実務対応報告第 15 号 「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

### 公表にあたって

当委員会では、京都議定書で定められた京都メカニズムにおけるクレジット（排出クレジット）の会計処理について、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を平成 16 年 11 月に公表しています。また、企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」や企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表したこと等に伴い、平成 18 年 7 月に所要の改正を行っております。

平成 20 年 10 月より排出量取引の国内統合市場の試行的実施の仕組みの 1 つとして試行排出量取引スキームが開始されたことに伴い、当委員会では、当該スキームにおいて必要と考えられる会計処理を明らかにするため、同実務対応報告の改正を検討してまいりました。

今般、平成 21 年 6 月 19 日の第 179 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「改正実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

改正実務対応報告につきましては、平成 21 年 4 月 10 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

## **改正実務対応報告の概要**

以下の概要は、改正実務対応報告の内容を要約したものです。

### **■ 会計処理**

試行排出量取引スキームにおいて、政府から排出枠を無償で取得する場合、以下のように会計処理する。

#### **▶ 事後清算により排出枠を取得する場合（改正実務対応報告 4(3)①参照）**

- 取得時には会計上、取引を認識しない。
- 企業が複数年度にわたって当該スキームに参加する場合、排出枠を第三者へ売却しても、その後の排出の状況によっては、当該スキームに参加する複数年度通算で排出枠が不足する可能性があることから、当該取引は暫定的なものとして、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える（又は、目標未達となり費用が発生する場合には、費用の減額に充てる。）。

#### **▶ 事前交付により排出枠を取得する場合（改正実務対応報告 4(3)②参照）**

- 事前交付時には会計上、取引を認識しない。
- 排出枠を第三者へ売却した場合の会計処理については、事後清算により排出枠を取得する場合と同様である。

#### **▶ 費用の計上（改正実務対応報告 脚注11参照）**

- 試行排出量取引スキームにおいても、将来の自社使用を見込んで排出クレジットを他者から購入する場合と、費用計上の考え方は同じである。
- 費用の計上は、各目標設定年度の目標未達が政府の目標達成確認システムにおいて確認された時点や不足する排出枠をBORROWINGにより償却した時点ではなく、資産計上された排出枠又は代替する排出クレジット若しくは国内クレジットを償却した時点で行う。

### **■ 適用時期（改正実務対応報告 6(2)参照）**

改正実務対応報告は、公表日を含む事業年度から適用する。

## <参 考>

### 排出量取引の国内統合市場の試行的実施の概要<sup>1</sup>

排出量取引の国内統合市場の試行的実施は、以下の2つの仕組みにより構成される。

#### (1) 試行排出量取引スキーム

- 参加する企業等が自主的に排出削減目標を設定し、その目標達成を目指して排出削減を進める。
- 企業等は、以下の排出枠・クレジットを調達し、目標達成に充当することができる。
  - 他の企業等の削減目標の超過達成分の排出枠
  - 国内クレジット
  - 京都クレジット

#### (2) クレジットの創出、取引

##### ①国内クレジット

- 京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業等（自主行動計画に参加していない者）が行う排出削減事業に対し、所要の手続を通じて、認証されるクレジット。
- 大企業等と中小企業等との協働（共同）事業として実施される。

##### ②京都クレジット

- 京都クレジットについては、京都議定書に基づき、既にその創出、取引等に関するルールが定められている。

なお、詳細については、経済産業省のホームページ

([http://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html)) 又は環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/dim/trial.html>) を参照のこと。

以 上

---

<sup>1</sup> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」（平成20年10月21日 地球温暖化対策推進本部決定）に基づいている。